

## 鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年3月26日付鳥取県監査委員公告第5号で公表した包括外部監査の結果に関する報告（以下「包括外部監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

### 1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>第3章 財団法人鳥取県産業振興機構の概要</p> <p>第8 指摘事項「機構の基本財産中の機構出資額20万円を解消すべきである」</p> <p>基本財産の出資の中に機構自らの出資額が20万円存在する。機構の基本財産を機構自体が持っていることは認められることではないため、解消すべきである。</p>	<p>指摘を受けた出資金20万円は、財団法人鳥取県工業技術振興協会の解散に当たり残余財産を寄付されたものを、そのまま自らの基本財産としたものである。基本財産台帳の記載が誤っていたことから、基本財産台帳の記載を訂正した。</p>
<p>第7章 設備貸与事業</p> <p>第8 指摘事項「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」</p> <p>機構の貸倒引当金の計上基準及び計上額は財務規程に従っていない。</p> <p>8,498万円の貸倒引当金不足をこの事業の決算に反映すると8,498万円の債務超過となる。</p> <p>将来の回収不能見込額を計上すべき貸倒引当金残高に多額の不足額があることは、機構ひいては県の将来損失負担額を隠していることになる。県はこの実態を直視し、現在できることをするとともに今後の対応策を早急につくるべきである。</p>	<p>財務規程は計上の上限額を示したものであり、当事業では、貸倒損失に係る保証金及び機械類信用保険等を考慮して貸倒引当金の見積額を算出している。現在の貸倒引当金計上額は、この見積額を上回っており、債務超過には当たらないと考えている。</p>
<p>第8章 中小企業ハイテク設備貸与事業</p> <p>第6 指摘事項「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」</p> <p>延滞先及び破綻先の状況を勘案すると、機構が計上している貸倒引当金2,312万円は明らかに引当金不足があると考え。破綻債権5,760万円の90パーセントを回収不能とすると5,265万円の回収不能額があることになり、実質債務超過状態にあると考えている。</p>	<p>財務規程に基づく貸倒引当金の限度額は、約3,214万円であり、現時点の貸倒引当金計上額はこの額に達していない。そのため、数年前から収支改善に努めており、当事業の終了する平成27年3月までに必要額を計上できる見込みである。</p> <p>また、同月までの貸倒損失については、現在の計上</p>

	見込額で対応可能であると見込んでいる。 なお、損失補償に対しては、保証金のほか機械類信用保険を付保しており、残りの部分に対して貸倒引当金を充当することとなる。
第13章 次世代・地域資源産業育成事業 第5 指摘事項「平成20年度の収支均衡予算は支出すべき事業費を映し出していない」 平成20年度の予算に8,536万円の助成金支出を計上していた。この助成金支出予算額は、平成20年度予算の収支差額をゼロにするために算定した金額である。このような収支均衡予算を策定すべきではない。予算は執行すべき事業を映し出すものであり、可能な限り正確に予算を策定しなければならない。	平成22年度予算策定に当たり、平成21年度交付決定分については実態に添った補助見込額を算定し、平成22年度交付決定分も、可能な限り当該年度分の補助見込額を算定した。

## 2 監査意見

監査意見	講じた措置
第3章 財団法人鳥取県産業振興機構の概要 第9 意見「組織力の維持・向上のために正規職員の確保が必要である」 職員総数62名中、正規職員数は6名と少なく、10年以内に4名の男性職員は定年退職を迎えてしまう。機構の継続的な事業を遂行するためには、組織運営の中核となる人材を複数人確保し育てなければならない。県内企業の人材育成に力を注ぐだけでなく、足元の人材を確保し育成することも忘れてはいけない。	順次正規職員の増員を計画しており、平成22年度は正規職員を1名増員した。さらに平成30年度までに、正規職員を平成22年度現在の7人から16人まで順次増員する計画であり、平成23年度は4名増員する予定である。 また、平成23年度には、現在の非常勤職員を3年間の任期付職員として位置づけ、組織の体制強化を図ることとしている。 なお、資格取得を奨励するなど、正規職員のスキルアップにも努めていく。
第4章 一般会計に含まれている事業 第2 専門家派遣事業 3 意見「派遣先負担の増額を検討すべきである」 専門家派遣費用の半額を派遣先企業が負担しているとはいえ、個々の企業に専門家を派遣するために1社当たり11万円もの県費を負担している。専門家派遣は、機構があっせん・紹介をする程度にとどめることを検討しなければならないと考える。例えば、紹介した初回だけを県が半額負担するという制度である。あっせん・紹介した後は、専門家と派遣先企業の個別相談契約にもっていかなければならない。なぜなら、専門家派遣の利益を享受するのは派遣先企業だけだからである。	中小企業の経営革新の着実な推進を支援するという政策目的の達成には、あっせん・紹介だけでは効果がなく、専門家と派遣先企業との信頼関係が醸成されるまで支援することが重要である。 また、個々の企業は経費の半額を自己負担しており、これ以上の負担を企業に求めることは企業の意欲を損なうおそれがある。 なお、専門家による個々の経営診断、助言・指導案件に職員が同行・フォローアップを行うことで、機構職員の資質向上及びノウハウが蓄積され、他の類似事例に的確に対応できるといった公益性も確保されており、利益を享受するのは派遣先企業だけとはいえない。
第3 販路開拓支援事業	

<p>2 商談会開催事業</p> <p>(3) 意見「出展企業の営業成果に応じた参加料の徴収を検討すべきである」</p> <p>商談会による取引成立の経済効果は、個々の企業に帰属するものである。商談会による、個々の事業者の製品の営業成果に応じた参加料を求めることを検討すべきである。</p>	<p>平成22年度より、機構が主催する食品部門の商談会について一律の参加料を徴収している。</p> <p>なお、素材、部品加工等ものづくり系の商談会については、成約に至るまでの企業負担が大きいことから、徴収を見送った。</p> <p>商談会はきっかけづくりであり、監査意見にあった成功報酬を徴収することの是非については、今後も慎重に検討していきたい。</p>
<p>第3 販路開拓支援事業</p> <p>3 ビジネスパートナー発掘支援事業</p> <p>(3) 意見「出展企業からの参加料の徴収を検討すべきである」</p> <p>参加企業には、鳥取県による経営革新承認企業となっているという条件がある。打って出る企業、上昇気流に乗りたい企業には応分の負担を求めることを検討すべきである。</p>	<p>参加企業から参加料は徴収していないものの、出展に係る企業の負担は1社当たり平均35.4万円(人件費含まず。)と、決して少なくないと思われる。しかし、受益と負担の公平性に鑑み、平成23年度から出展企業にも負担を求めることとした。</p>
<p>第4 海外展開支援事業</p> <p>1 県内企業海外チャレンジ支援事業補助金事業</p> <p>(2) 意見「チャレンジ支援期間の制限を検討すべきである」</p> <p>平成18年度から平成20年度までの3か年度において、毎年補助金を受けている企業が1社、2回受けている企業が1社あった。同一企業に毎年補助金が交付されることに抵抗感がある。補助金が交付されることが海外取引の誘引になる時期であれば容認できると考えるが、海外取引が一定の規模以上になれば自立化したものと考えられる。交付要綱及び交付要領の見直しを考えるべきである。チャレンジ期間の見極めである。</p>	<p>海外進出に当たっては国や地域によって商習慣、ルール、市場の状況等が異なり、県内企業にとって大きなリスクを伴う。そのため、同一企業の通算利用回数ではなく、同一仕向地に対する助成を制限することとし、平成22年度から見本市・商談会・物産展出展事業は3回まで、それ以外は1回に制限した。</p>
<p>第7章 設備貸与事業</p> <p>第9 意見</p> <p>1 「財務諸表上、未収債権の総額と貸倒償却額を示す必要がある」</p> <p>(1) 未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める</p> <p>未収となる可能性の高い債権金額を明らかにするために、未収債権先の支払期限未到来の債権額を注記することを提案する。</p>	<p>公益法人会計基準において、未収債権先の支払期限未到来の債権額は、財務諸表に注記すべきものとして定められていない。</p> <p>また、財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明示するのが目的であり、この点からも財務諸表への注記を行う必要はないと考えている。</p>

<p>(2) 融資上の失敗である貸倒償却額が開示されていない</p> <p>現在の財務諸表は、貸倒償却額も含めた金額を貸倒引当金繰入額として表示している。このため、財務諸表上に貸倒償却額が表われない。これでは、貸倒損失という融資事業上の失敗が見えないことになる。貸倒償却額を開示する必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が作成した「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」に従って適切に処理を行っており、貸倒償却額の開示までは必要ないと判断している。</p> <p>なお、設備貸与先企業が倒産した場合等の未収債権額は、財務諸表の貸借対照表において未収損害賠償金として示されている。</p>
<p>2 「県に対する損失補償の請求を速やかに行うべきである」</p> <p>県との損失補償契約書には、機構が未収債権を各事業年度終了後3か月経過してもなお回収することができなかった場合は、県に対し損失補償を請求することができる規定がある。しかし、3か月経過後にすぐに請求を行うことはまれである。平成20年度末の未収債権のうち、県に対する損失補償の請求期限切れになった債権は4社、合計で898万円ある。県と機構が一体となって回収に努力し、県の損失を可能な限り圧縮するための事務手続の第一歩として、3か月経過後の請求は県に速やかに行うべきである。</p>	<p>県に対する損失補償請求は、損失補償契約第3条の規定により、未収債権の償却(予定を含む。)が前提となっているため、単に各事業年度終了後3か月経過しただけでは請求できない。</p> <p>しかし、事務の遅延により請求期限切れとなることがないように、債権の管理を徹底し、必要に応じて速やかな請求を行うよう努めている。</p>
<p>第8章 中小企業ハイテク設備貸与事業</p> <p>第7 意見</p> <p>1 「未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める」</p> <p>未収となる可能性の高い債権金額を明らかにするために、未収債権先の支払期限未到来の債権額を注記することが必要である。</p>	<p>機構は、公益法人会計基準に従って処理を行っている。同基準では、財務諸表に注記すべき事項として未収債権先の支払期限未到来債権額はあげられていないこと、財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明示するのが目的であることから、注記を行う必要はないと考えている。</p>
<p>2 「損失が生じた時の負担を明らかにする必要がある」</p> <p>この事業において機構は、県との損失補償契約を締結していない。そのため、貸倒れが発生した際には、機械類信用保険預り金、割賦設備保証金で充当される部分を除き、機構が自己財源で損失の負担をしなくてはならない。しかしながら、機構には多額の不良債権を損失処理する余力はない。不良債権に対する損失処理方法を県と協議し実行しなければ、後年度の負担にのしかかってくるだけである。</p>	<p>現時点では貸倒引当金の計上額は必要額を下回っているが、試算では同事業の終期である平成27年3月までには必要額の計上が可能である。もし、不測の事態により損失が出た場合は、県と機構で適切な対応を協議することとしている。</p>
<p>第10章 施設管理事業</p> <p>第5 意見「機構の不動産を県に譲渡することを検討すべきである」</p>	

<p>機構は、不動産取得のための無利息借入金を県及び鳥取市に返済しながら、一方で多額の改修補修工事に要する経費の補助金を受けている。これでは、不動産の所有者責任が誰にあるのかが曖昧なまま推移することになる。</p> <p>機構は、県内産業の振興を主目的とする公益法人である。機構は、この主目的のために機動的な態勢にしておかなければならない。不動産賃貸管理、不動産維持管理、借入資金の管理など産業振興目的にそぐわない事業から解放してやらなければならないと考える。そのためには、機構が所有する不動産を県に譲渡することを検討すべきである。</p>	<p>インキュベートルームを低廉な価格で創業初期段階の企業に貸し出す等、不動産賃貸管理等も産業振興上の観点から行う必要があるため、機構が管理業務を行うことは適当であると考えている。</p> <p>しかし、施設の老朽化は自然に進行していくことから、将来を見据え、今後、機構から県への不動産の譲渡を検討していくこととする。</p>
<p>第11章 再生協議会事業</p> <p>第5 意見「再生支援策を県の知的財産とすることを求める」</p> <p>機構内に再生支援室を設置しているが、国の事業であること、また、特殊な事業であるという理由でこの支援室はまったく機構とは隔離された状態で再生支援業務を行っている。</p> <p>国の事業とはいえ、県内企業を再生するために設置した機構内の組織なのであるから、多少なりとも機構の他部門との情報交換の公式の場をつくるべきである。</p> <p>再生支援室は、課題の一つに人材の確保が難しいことを上げている。企業再生支援を充実するためには、再生支援室の人材を確保すること、そして、これまでの再生計画づくりからつかみ取った再生支援策を県の知的財産として役立てていくことが重要と考える。</p>	<p>再生支援業務については、平成22年度から常駐専門家(再生担当マネージャー)を3名から4名に増員し、体制を強化した。</p> <p>また、機構の各部署との情報共有・連携強化により再生支援策を県の知的財産として構築し、県内企業に対する機構の支援の充実を図っていく。</p>
<p>第13章 次世代・地域資源産業育成事業</p> <p>第6 意見</p> <p>1 「100パーセントの事業化を目指して支援することが必要である」</p> <p>支援する機構は、国の掲げる3年以内に助成件数の30パーセントを事業化するという成果数値目標30パーセントにとらわれることなく、100パーセントの成功戦略をもって支援に取り組まなければならない。</p>	<p>当該目標は、あくまで事後の施策評価のための指標であり、最低限の達成目標である。目標設定値にとらわれることなく、機構全体のノウハウを十二分に活用して、できる限りの事業化を目指して支援を行っている。</p>
<p>2 「1億円を超える普通預金の一部定期預金化等が必要であった」</p> <p>機構の担当者は1億円を超える普通預金残高の一部を定期預金等で運用することを中小企業基盤整備機構の担当者に相談したが、了解を得られなかった。国民の理解は得られないと考える。</p>	<p>中小企業基盤整備機構と再度協議し、定期預金で運用することに対し理解が得られたことから、定期預金で運用を開始した。</p>
<p>3 「次年度以降の助成金執行予定額の財務諸表注記</p>	

<p>が必要と考える」</p> <p>次年度以降の助成金支出額は、ある程度予測可能な金額であり、重要な事項である。財務諸表注記が必要と考える。</p>	<p>財務諸表の注記は当該事業年度末における資産等の状態を明瞭に表示することで足りると考えており、今後の見越し事業費まで明記する必要はないと考えている。</p>
<p>第14章 工業高校実践教育導入事業</p> <p>第5 意見</p> <p>2 「工業高校の実践教育立県を目指せ」</p> <p>国からの委託がなくなる平成22年度以降は、県が事業を継承しなければならない。工業高校実践教育導入事業は、すぐに成果が表れる事業ではない。この事業は、若い人材を育てていくこと、若い人材が県外に流失することによる地元企業の衰退を防ぐために必要な事業である。</p> <p>この事業により県内企業と学校との接点ができた。しかし、まだ産業界と学校の歯車がかみ合っていない状態である。今後、産業界と学校との歯車がかみ合い、そして円滑に回転し、鳥取県が工業高校実践教育の先進県（モデル県）となることを期待している。</p>	<p>平成22年度以降は、県事業として「地域産業の担い手人材育成・確保支援事業」（ふるさと雇用再生特別交付金事業）を実施する。</p> <p>工業高校及び産業界の連携による人材育成の取組を教育委員会との連携により支援し、継続発展させていく。</p>
<p>第16章 高専等活用中小企業人材育成事業</p> <p>第7 意見「講座の有料化を検討すべきである」</p> <p>国からの委託事業は平成20年度に終了したが、平成21年度は全国中小企業団体中央会の補助事業として実施されている。</p> <p>この事業の成果としての次年度以降も使用できる教育カリキュラム等をさらに進化及び深化させて、教育レベルの向上に資することを望んでいる。</p> <p>また、今後は有料化を検討すべきである。</p>	<p>教育カリキュラムについては、これまでの米子高専の教員を中心とした講師陣から、企業の方にも講師を担当してもらう等して、学問的内容のみならずより実践的な内容を多く取り入れるなどの工夫を行うとともに、平成22年度から受講料を有料化した。</p>
<p>第18章 中心市街地商業活性化推進事業</p> <p>第6 意見「事業の推進ができていない」</p> <p>中心市街地商業活性化事業に使われた助成金額よりも返還金額の方が上回っているという事実がある。未使用額が常態化していることは、衰退している中心市街地商業活性化のための事業提案の難しさを映し出している。</p> <p>この助成事業は、「自分たちで考えて活性化事業を提案してください。事業費は予算の範囲内で助成しますよ。」という自発提案事業に対する後押し型の施策である。用意された財源を有効に活用できる事業提案ができなかったことは、誠に残念なことである。</p> <p>助成事業の乏しさは、商工業の活性化のリーダーである商工会議所のやる気、企画力の乏しさ及びリーダーシップの欠如を表しているといえる。</p>	<p>平成18年8月に当事業の根拠となる法律が改正されたことに伴い、助成対象者が鳥取市及び米子市の商工会、商工会議所等に限られたが、事業が終了する平成23年度まで、当基金事業を十分に活用してもらえるよう、両市の関係機関へのPRに努めていく。</p>

<p>当事業は約10年に及ぶ活性化事業である。年間の基金運用益を2,000万円強として総額2億円を超える助成金財源を用意していた国や県の施策を生かしていないといえる。</p> <p>この制度は平成11年度から平成23年度までの事業である。先が見えてきている。失われた10年にならないことを切望している。</p>	
<p>第20章 基金型事業に潜む盲点</p> <p>第2 県からの借入金等の調達資金を県発行の債券で運用している</p> <p>2 意見「県からの借入金を財源に県債を購入し運用している」</p> <p>機構は、中心市街地商業活性化推進事業を行うため、県から6億円を借り入れ、その資金で東京都公債額面3億9,400万円、県発行の法人引受債額面2億円を購入し、約600万円の定期預金の預入れを行い運用益を得て事業費を賄っている。</p> <p>県の歳入・歳出は、機構に対する6億円の貸付金歳出のうち2億円と、機構からの2億円の借入金歳入（法人引受債）を計上していることになる。つまり、県が機構に貸し付けた資金で機構が法人引受債を購入しているため、2億円の資金を県に返していることになる。</p> <p>機構が保有する法人引受債には発行条件どおりの確定利息を支払っている。しかし、機構に貸し付けたお金の一部を県債発行により借り入れているのであれば、それに対して利息を支払うことは納得が得られない。</p>	<p>当該事業は、国及び県の貸付金を原資とし、その運用益で事業を行う制度であるが、鳥取県債の購入は、運用方法の一形態に過ぎず、債権債務者が同一になったことについては特に問題はない。</p> <p>したがって、特に見直しは行わず、県債の満期到来まで現行通りの運用とする。</p>
<p>第21章 給与</p> <p>第3 給与事務の監査</p> <p>4 意見「定期券代の支給は6か月単位とすべきである」</p> <p>検証対象者のうち1名が公共交通機関利用者であり、その者に対しては1か月単位で通勤定期代が支給となっていた。公共交通機関の定期券は、最長6か月分で購入すると割引率が高くなるため、経費節減のために6か月単位での通勤手当の支給方法に改めるべきである。</p>	<p>平成22年4月から、6か月単位で支給している。</p>
<p>第4 金融機関からの職員派遣について</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 「金融機関からの無償派遣を問題視する」</p> <p>県内の3つの金融機関から3名の派遣職員を受け入れている。それらの給与等に対して機構の負担がないことを問題視する。機構は、県の行政代行業を行う外郭団体である。その機構が民間から無償で</p>	<p>機構の業務を実施することが、金融機関の職員の能力向上を目的とした研修に当たるとして、派遣職員の人件費を金融機関が負担することを機構及び金融機関の双方が合意し実施しているため、問題はない。</p>

<p>職員を受け入れることは、民間からの労務の無償受入に該当するものである。</p> <p>応分の負担、例えば金融機関からの派遣者負担金に関する統一価格を取り決めることにより機構が人件費を負担すべきである。</p> <p>金融機関から職員の派遣を受け入れ、その職員が機構の業務を100パーセント行っているのであれば、応分の負担をしなければ機構、ひいては県と金融機関との対等な関係は維持できないと考える。</p>	
<p>(2) 「金融機関との派遣協定書の内容を見直すべきである」</p> <p>金融機関との派遣協定書の内容が簡略的過ぎる。その内容を見直すべきである。</p>	<p>内容を見直し、社会保険等の取扱い及び機密保持について協定書に盛り込むとともに、対象範囲が不明であるとの指摘を受けた旅費について、その範囲を明確に定めた。</p>
<p>第22章 謝金</p> <p>第4 意見</p> <p>1 「謝金という用語では対価性と透明性が失せてくる」</p> <p>行政上の必要経費に対価性を希薄化させた謝金という曖昧性・漠然性をもった用語を使用することは好ましいことではない。明確に外部報酬として位置づけ、適正な報酬を算定すべきである。</p>	<p>国の要綱、契約等で規定されているものについては対応できないが、県からの補助事業に係る交付要綱(鳥取県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱)については、県の所管課が実態にあわせて改正した。</p>
<p>2 「謝金の支給単位を時間軸に統一すべきである」</p> <p>委員会に出席するため遠方から来る委員は、丸1日時間を要するのは事実である。しかしながら、近くから来る人も、遠方から来る人も同額を支給することは不公平であると考えます。</p> <p>移動時間も含めた時間を軸にした支給方法に改正することが必要であると考えます。</p>	<p>委員への謝金は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例に基づく附属機関の委員に対する報酬に準拠して、1日単位で支給し、遠方から来る委員には、必要経費として旅費を措置している。移動時間は役務の対価にあたらなため、時間を軸とした支給方法は適当ではないと考えている。</p>
<p>第23章 委託料</p> <p>第3 意見「一般競争入札には、適正な予定価格の算定が必要である」</p> <p>一般競争入札によってシステム保守運用管理に係る委託業務の受託を受けた事業者は、予定価格576万円を148万円下回る428万円で落札している。低く抑えることができたことと喜んではいけない。システムの保守管理に必要なのは、それに向かう知識、技能及び技術だけでなく、長くサービスを提供できる継続性、担当者の傷病時のバックアップ体制である。</p> <p>機構は、この一般競争入札に他の事業者が参加しなかったことを重く受けとめ、適正な予定価格を設定し、他の事業者が入札に参加できるようにしなければならない。機構は予定価格算定の実務経験に乏しいため、必要に応じて県の積算を参考に入札に臨</p>	<p>現在は、予算の範囲内で、他社からも見積を徴収して予定価格を設定し、適切な入札条件となるよう努めている。</p> <p>今後も、契約方法、仕様の作成、予定価格の算定等の契約事務について、県の会計事務研修への担当職員の参加等により、適切な事務執行に努めることとする。</p>

<p>むべきである。</p>	
<p>第24章 金融機関からの短期借入金</p> <p>第4 意見「県との短期借入金は長期契約に変更することを検討すべきである」</p> <p>中小企業ハイテク設備貸与事業の県からの短期借入金と施設管理事業における県及び鳥取市からの短期借入金は、年度当初を借入日として年度末を返済期日とする契約を継続している。この資金は年度末に民間金融機関からの借入金で返済し、翌事業年度始めに県及び鳥取市（施設管理事業は鳥取市も借入先になる）からの借入金により金融機関に返済している。</p> <p>このようなことをする理由は、これら2つの事業は収益の見通しが難しいため安定した返済財源の確保ができないため、毎年度の収支結果に左右された「ある時払い」の返済になっているからである。</p> <p>「ある時払い」の資金貸借では事業運営に緊張感が生み出せないと考えている。「お金がなければ、県がなんとかしてくれる。」気持ちを醸成することにもなる。</p> <p>また、金融機関からわずか1日の借入れに収入印紙代30万円と利息5万円を支出していることはもったいないことである。</p> <p>県と機構との間における短期借入金契約を長期借入金契約へ変更することを検討すべきである。</p>	<p>中小企業ハイテク設備貸与事業については、平成25年度末の事業終了を前提とした貸倒引当金の積み増し、延滞発生時の県への償還財源確保等の資金繰りを考慮し、今後も各年度当初貸与残高に基づく短期借入が望ましいと判断した。</p> <p>また、機構が所有する建物の庁舎管理経費について平成23年度に県の助成を受け、県及び鳥取市への債務を安定的・計画的に返済することとしており、長期借入契約については引き続き検討していくこととした。</p>